

○厚生労働省告示第四十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項（同法第一百四十九条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十一条第一項の規定に基づき、診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月五日

厚生労働大臣 加藤 勝信

別表第一から別表第三までを次のように改める。

